

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年6月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月から38年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間について国民年金保険料が未納となっていた。同期間の保険料については、それ以前の期間（昭和36年10月から37年4月まで）に生じていた国民年金と厚生年金保険への重複加入に伴う保険料の還付金等で充ててもらおうようA町の集金人を通じてお願いしていた。未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の特殊台帳の記録では、申立人が厚生年金保険料と重複納付したとする昭和36年10月から37年4月までの期間の国民年金保険料の還付及び申立期間の国民年金保険料の納付記録は確認できない。また、申立期間当時、申立人の住民票があったA町は既に国民年金被保険者名簿を廃棄している。

しかし、申立人が昭和40年3月に転居したB町（現在は、C町）の保管する国民年金被保険者名簿には、重複納付した期間（昭和36年10月から37年4月まで）に、国民年金被保険者の資格喪失が誤って処理された2か月（昭和36年8月及び同年9月）を加えた期間の保険料が還付された記録がある。

さらに、その後に申立人が居住したD町の保管する国民年金被保険者名簿では、昭和37年6月1日に国民年金被保険者資格を取得し、申立期間（昭和37年6月から38年3月まで）の保険料が納付された記録が確認で

きることから、申立人は、還付を受けた後に申立期間に係る保険料の納付を行ったものと推認できる。

加えて、申立人がA町に住所を有していた当時、国民年金保険料の過誤納金があった場合、当該保険料の納付が現年度に行われたもの等の条件を充たせば、還付手続を経ることなく、社会保険庁の内部処理である充当手続で処理可能であったが、本件は、過誤納金が発生したと推認される時点で過年度となる期間の保険料の納付に係る案件であることから、還付後に申立期間の納付手続が取られたとの推認に合理性も認められる。

その上、申立人は、申立期間を除いて任意加入期間も含めて国民年金保険料を納付しており、保険料を納付する意欲が高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年8月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年8月から61年3月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間が未加入との回答を得た。昭和59年に会社を退職後しばらくしてから、役場の方が自宅に来て、国民年金への加入を勧められたので、役場で加入手続を行うと同時に保険料を納付したのに、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保有する国民年金手帳の記号番号が払い出されたのは、申立期間経過後の昭和61年8月12日以降で、社会保険庁のオンライン記録及び申立人の保有する国民年金手帳の記録とも資格取得日は同年4月1日となっている。

また、申立期間は、申立人が厚生年金保険の受給資格期間(240か月)を満了していたことから、国民年金の任意加入期間となり、昭和61年8月以降の時点では制度上、さかのぼって資格取得し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人には、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年3月1日から同年7月1日まで
② 昭和35年9月16日から40年6月2日まで

申立期間について、A社に勤務していたが、社会保険庁の記録によれば、厚生年金保険の被保険者期間は、昭和29年10月1日から31年3月1日までとなっており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立事業所は、昭和31年3月1日に全喪となっており、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所としての記録はない。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は、同日、資格喪失し、健康保険証を返納している記録が確認できる。

さらに、同被保険者名簿で確認できた同僚からは「申立人は昭和30年ごろには申立事業所に勤務していたと思う」との証言は得られたものの、申立期間において申立事業所に勤務していたとの証言は得られなかった。

加えて、申立人は給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料を所持しておらず、また、当時の役員及び経理担当者はすでに他界していることから、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立

人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月17日から同年9月25日まで
② 平成8年2月1日から9年3月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間①及び②にA社の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。この期間はA社に継続して勤務しており、同社が加盟していたB共済事業団（現在は、独立行政法人C）発行の退職金等振込通知書では、就職年月日が平成7年2月17日、退職年月日が9年2月28日となっている。申立期間について、厚生年金保険に未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社のほかに、D社にも勤務していたとしており、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間①のうち、平成7年2月17日から同年8月21日までは、D社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。しかし、申立期間①において、A社での被保険者記録は確認できない。

また、申立期間②について、申立人は、「事業主（A社）から社会保険料が支払えないため、社会保険から外される話があった。」としていることから、当時居住していたE市に照会したところ、申立人は、健康保険被保険者資格の喪失にともない平成8年2月1日から15年6月28日まで国民健康保険に加入していたことが確認できる。

さらに、申立人は、保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の関連資料を所持しておらず、このほかに申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断する

と、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、独立行政法人Cに退職金共済への加入条件を確認したところ、「退職金共済にはパートタイマー等の短時間労働者でも加入できる。」と説明しており、常用的使用関係があることが要件となっている厚生年金保険とは加入条件が異なっている。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 3 月 14 日から 46 年 10 月 1 日まで
高校卒業後の昭和 45 年 3 月 14 日から、A社B局（現在は、C社D支社）で臨時雇用員として採用され、その後、職員として勤務していたが、45 年 3 月から 46 年 9 月まで臨時雇用員として勤務していた申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社職員の年金の給付に要する費用の支払業務等を行っている独立行政法人E機構F部が保管する履歴カードにより、申立人が昭和 46 年 2 月 1 日から同年同月 28 日までを除く申立期間において、B局の臨時雇用員として勤務し、同年 10 月 1 日に準職員となっていることが確認できる。

しかし、C社D支社に臨時雇用員の厚生年金保険の取扱いを確認したところ、「当時、社会保険の適用事務はB局で行っていたが、実際の適用決定は、現業機関単位の裁量に委ねられていた。保存期限経過により、関係資料が無く、詳細は不明であるが、勤務状況、雇用期間等を考慮して厚生年金保険への加入を決定していたと思われ、結果として、臨時雇用員については採用と同時に加入させることとしていなかったようである。」としており、B局の現業機関では臨時雇用員については、必ずしも採用後速やかに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

事実、申立人には、申立期間において同僚の臨時雇用員がいないことから、氏名を挙げている同期採用職員 4 人の臨時雇用員期間における厚生年金保険の加入状況を確認したところ、1 人を除き加入記録は無く、これら加入記録が無かった 3 人の職員から、申立期間における申立人の厚生年金保険料控除について具体的な供述を得ることはできなかった。

また、F部に確認したところ、「申立期間の厚生年金保険の加入の有無については、参考となる資料等一切がA社から承継されていないため、確認することができない。」としており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も無い。

一方、申立期間のうち、履歴カードにより勤務を確認することのできない昭和46年2月1日から同年同月28日までの期間については、当該期間における同僚がいないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除に関する具体的な供述を得ることはできず、ほかに申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料等は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 61 年 3 月まで

社会保険事務所で年金加入記録を確認したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答を得た。A社を解雇された後、申立期間は、B社C出張所で勤務しており、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、B社C出張所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、社会保険庁の記録では、同出張所は適用事業所ではない。このため、B社での加入状況を確認したが、申立期間について、同社の健康保険厚生年金保険被保険者として申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番も無い。

また、申立期間当時の同出張所長に確認したところ、申立人は同出張所の従業員ではなく、その下請会社であるD社の従業員として、同出張所が受注した工事の現場に派遣されていたとの証言が得られた。このことから、D社での加入状況を確認したところ、健康保険厚生年金保険被保険者として申立人の氏名は確認できない上、整理番号に欠番も無い。

さらに、D社は既に解散しており、当時の事業主及び経理担当者等からは、申立人の厚生年金保険料控除をうかがわせる具体的な供述は得られなかった。

なお、申立人には給与明細書等の資料は無く、このほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわ

せる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。